

してしまうわけだから、その意味では実質的に効力をもったかどうかは別問題として、そういう意図というものが、その時期にあらわれたということは、民営社会事業政策、ひいては社会政策というものを、現代の歴史段階のどこらへんからそれを政治でとらえているか、多少言葉を明確にいうと、国家独占資本主義段階というも

のを念頭においてとらえていく場合、それがやっぱり一つの芽をもっていた。しかしそれは潰滅して、戦後新たに明確なかたちをとってくるのが社会福祉事業法であるということがいえるのではないかと思う。

なおこの点については、ご指摘の点をさらに具体的に、基本的に今後考えてみたいと思っている。

一般討論

(午後の部)

司会(嶋田) これから皆さまの討論をお願いするわけであるが、その前に、いままでの報告、コメントから、いくつかの問題点を明らかにしておきたい。公私の社会事業という場合に、民間の社会事業というのが非常に低調な状態にあるという現実だけでなしに、将来の見通しも暗いというふうに、お二人の先生とも一応はお話しになられたようである。もちろん、だからといって民間社会事業がなくなるとまではいっていない。民間社会事業というものを積極的に認めるものがあるならば、そういう理論を自分は追究してみたいと仲村先生もいわれている。それから公的な社会事業は本当によい内容をもっているのかいないのかというお話も出たが、公的と民間とを対比して考えるようなことも、これからいろいろ皆さまからお伺いしたいところである。

ところで、まず最初に民間の社会事業は、そういう暗い面をもっているけれど、これをどのように克服していくか。仲村先生は専門職というものを伸ばしていくことで、民間の独自性を出していくというところに一つの希望を求めたいといわれているし、あるいは別の方がたは、民間の地域住民の運動というかたちをもって福祉を前進せしめるということで、民間事業の固有の領域を明確にしていくという指摘もあった。そこでわれわれは、一体どうしたら民間事業というものを希望のあるような状態にもっていけるかということ、しばらくの時間ではあるが話を聞きたい。

なおコメントのなかで非常に重要だと思ったのは、たとえばサービスの向上のための手段として、公私の問題を考えたいということ、いいかえると、いたずらに対立したものというふうに考えるべきではないというお考え、また阿部先生は自由企業的な形態における民間の社会福祉というのではなく、機能的に公私という問題を考えるべきだというふうにいわれていること、それから三浦

先生は公的社会事業は、金はスタチウトリーで国から出る、しかしながらそれを運営していく場合に、それは一体国がやらなければならないものか、それに対して民間が背負っていくべきものがあるのではないかということをお願いしている。

民間社会福祉と公的社会福祉というもののあり方、この場合、午前のお話は福祉国家という考え方から、非貨幣的なサービスというものは、社会福祉にゆだねられるということがいわれていたが、その社会福祉にゆだねられたというものを、公的と民間のどちらで背負っていくのかというのが午後の問題でもある。しかし、日本の歴史的な発展のなかでは、それは非常に暗いものであらざるをえなかった。客観的に研究をする社会学者としては、あくまで現実科学的にお扱いになるという点からいうと、いかにも民間社会事業の将来は暗いようにみえるけれども、しかしながら実際においては、そのなかでも、一体どういうふうに民間と公との関係というものをあらしめるかということによって、民間事業の固有の領域というものを認めうるのか、えないのかが問われる必要があるのである。

最後にもう一つだけいうと、社会福祉が社会保障と違う点は、全人的に人間を扱うということであると思う。そのためには、一体民間でやるものと公的にやるものとがホウル・ヒューマンビーイングとしての社会福祉の本質的な課題に対して、おのおのがどういうふうに機能が違っているか、そういう問い方をわれわれはしなければならぬのではないかとも思う。これらの点についてもご意見をいただきたい。

角田 福祉自身の問題については、すでに報告者の方や、コメンターの方から歴史的なパースペクティブを踏まえて問題を出されているので、違った角度から質問的な意見を申し述べてみたい。

というのは、これは報告者の方もコメントの方も、大体において共通している問題意識として、公私という区別はそれほど第一義的に考える必要はないということのようであるが、これはまったく賛成である。むしろ公益ということのなかで考えていくという意味で、この問題が考えられる必要があるのではないかと思う。そうすると、社会福祉において公私問題といっても、たとえば学校であるとか、あるいは医療であるとか、あるいは企業であっても、たとえば公益性の非常に強い交通とか、そういうふうなことと比較して考えてよいかと思う。たとえば交通企業の場合に、都市交通もあれば私鉄、私バスもあるし、場合によれば航空機というものもあるし、別の意味で電信、電話のような公共の事業でやってるのがあるかと思うと、実質的には公共の事業なのだけれど、株式会社としての国際電信電話などというものもある。したがって、そういうことからいえば、現在の福祉の社会的公共的な課題をになうという意味から考えて、公私がこの課題をどういうふうに生かしたらよいかという発想については賛成である。

したがって、学校その他との関連で考えた場合、こういうこともいえるのではないかと思う。つまり基準の問題について、公営の場合だと、それ自身の若干の格差、これは学校と違って、かなり格差は少ないと思うが、それでも若干の格差はあるかもしれない。それにくらべると民間の場合にはピンからキリまで格差ははなはだしく、一番ヶ瀬先生が指摘されたように、ピンのほうに先行型、キリのほうに代替型というのが有りうるだろうと思う。そうすると先行型のなかには、将来は運動体が切り開くような意味での実験的というようなことと、もう一つは、たとえば若干経済的に恵まれているようなものに対して行なう社会福祉というような先行型というものもありうるだろう。それに対してキリのほうの代替型の場合には、おそらく財政的にも最低限度であるという問題と、もう一つは先行型のなかでの運動体の実験を含めたような先行ということと対比させて考えると、一種の遅れた、あるいは封鎖的な場合もあろうし、あるいは運営の仕方が遅れているという場合もあるかもしれない。

つまり真中の公営も若干の格差がある。しかし大体標準的になっている。そして、この標準に比して最高と最低のところに一応民営がある。ほかの学校とか医療とか企業などに比べると、日本のいままでの福祉の歴史からいって、アメリカの場合とは若干違って、先行型のほうが非常に少なく、代替型的なほうに片寄っているというような問題があるかもしれない。

そうすると、その最低のほうについて、むしろ公営が基準であるということがあるが、同時に、これは結局同じことになるのだが、現実には格差をつけて行なわれている最低の民営のほうを、どの程度高めれば本来の意味での福祉になるのか、別の言葉でいうと、たとえば公営を一つの規準にして、民営の最低をそこまで引き上げても、民営の最高、最低の格差というのはなくなる。したがって、いちばん下のほうの基準を、どこまでがまんできる程度の引上げが必要になるかということを、目的意識的に考える必要があるのではないかという点があると思う。

もう一つは最高のほうの先行型のほうを、どういうふうにしたら目的意識的につくり出せるのかという問題があるのではないかと思う。

そのことと関連してもう一点申し上げると、これは阿部先生がコメントとして指摘された点で、今日の都市問題との関連で、重要だと思うのは施設という問題である。これは住宅でも学校でもそうであるが、都市に人口が集中し、土地の値段が上がっているということからいえば、その施設をどの程度公営にしても、民営にしてもやっていけるのかということがあると思う。

仲村 いまの角田さんのご質問にお答えすることに直接的につながるかどうかかわからないが、民営のほうをどこまで上げなければならないかということ、それから一番ヶ瀬先生がおっしゃった意味での先行型というものを、どういうふうに目的意識的に設定するかということとは、ちょっと課題が違うのではないかと思う。民営のほうをどこまで上げなければならないかという問題であるが、これは現実の問題になっているのは物的な条件、具体的には措置費をもとにして、委託費というかたちをとって、先ほど三浦さんがいったように、これははっきり両方を分けなければならないが、その措置費の基準そのものが十分でないのに、それをイコールのかたちで委託をする。実際には地方自治体の場合には、それに上乘せするということで、そこから格差が生ずるという実態がある。そうすると民営のほうをどこまで上げなければならないかという当面の目標は、委託の部分については、委託の実施責任をもつ地方自治体において実施している線というのを、同じように民間への委託の部分についても実施するというでなければならないと思う。これは当面の一つの具体的な目標になると思う。

関連してちょっとさきほど三浦さんがおっしゃられたことについて意見を申し述べると、実はそこまでいくのもたいへんだらうと思うのだが、その根拠はやはりさ

きほど私が申したように、物的な条件がすべてでないまでも、措置費によってしぼられる物的条件というのが、すべての基準であるという認識に基づいて、そしてそれが最低のところをカバーされるのであれば公営といってみても、民営といってみてもはじまらない。かりにそういう条件が同一であった場合、民間の特性というのをどこに求めることができるかということに関しては、私はよくわからない。わからないというのは、すでに現時点において、そういう条件が同じ、もしくはそれ以上であったとしたら、これだけのことができるという実験的な試みが現になされていないし、実験をする余地が実際に存在しないという実態があるからである。

しかし希望としては、そこから民間社会福祉の民間性というものが追究できる基盤がはじめて生ずるのであって、当面は具体的な政策目標として（むしろこれは民間の側からの運動目標とすべきだろうと思うが）、民間の条件を引き上げていくということをしなければならないと思う。

ただ私が申し上げたことは、どうしてもそこに少しでも安く上がったほうがいいという経済原則的なものがはいってくるのを、それを排除して、いかにしてその線まで到達するかという、そういう課題が当面のいちばん具体的で大きな課題として解決を迫られていると思う。公私問題というのは、そこからさきの問題だと思うので、それでさきほどのように申したわけである。

一番ヶ瀬 いまの角田先生のご意見に別に異論があるわけではないが、多少補足的に申し上げさせていただきたい。

というのは、日本の民営社会事業というのはほとんど代替型に傾斜しており、それが劣等処遇の環境であるということを申し上げたが、どのぐらいに高めればという問題になってくると、実際には非常にむずかしい。具体的な方法として一つの例をいうならば、たとえば東京都の養護施設の場合、これは1969年の統計で、68年度の実情であるが、都立の養護施設の場合、児童1人当年間50万9,000円をかけている。これは児童5.1人に1人の従事者がいるということなのだが、民間の養護施設の措置費は年間1人当年27万1,000円で、公的施設に比して半分よりもやや上回る程度である。そこでは従事者も児童7.5人に1人ということで、2人の保母数の開きがある。

そういう傾向に対して、多少過渡的な形態として出てきているのが公有民営というシステムだと思う。公有民営の形態は、最近社会福祉事業団の構想との関係で、大

体これも安上がり、代替的なものとして出てきていると思われるのだが、しかし一方そういうもののなかで、さらに民営事業を高める方法はないのかどうかということについては、やはりいくつかの方法なり、試みが現在なされていると思う。

具体的には高知県の保育所の公有民営のシステムであるが、それについては民主的な懇話会というものを設定して、そして公私双方に通ずる公準の設定ということをしている。それから財産、不動産管理についての市の責任を明らかにすると同時に、一方で経営者の責任を明らかにする等々のことを考えているわけである。

そういう意味で、現実にはいくつか出てきている実際例というものについて、もう少し具体的な検討をするなかで考えていく必要がある課題ではないだろうか。

吉田 さきほど司会者が明るい面をとおっしゃっているが、暗いのは暗いままに追究していったほうが、はるかに議論が生産的だという見解を私はもっている。

そこで公私分離であるが、私は日本にこの近代原則が適合するかどうかについては、若干疑問をもっている。疑問はあるが、占領軍が設置した公私分離の原則というのは、それなりに日本のような制度のなかでは意味があったと思う。それがいま、はからずも阿部先生のほうから、まさに平和的共存というかたちで出されて、せっかく蒔いたものが、ここで未熟児のまま流産してしまうのではないかという心配がある。近代100年、われわれの国の社会事業が繰り返してきたことを、またここで過去にさかのぼっては困るという感じを実はしているわけである。

そこで仲村さんに一つご質問したい。これは全体の問題として考えていただきたいことなので、仲村さんに質問しながら全体の問題としていただきたい。

民間社会事業施設全体をながめるとき、いわゆる社会事業の原則から考えれば、民間社会事業では対象をどうとらえるかということが一つの問題としてあると思う。これはいまお話を聞きながら、漠然とまとめてみたわけであるが、大体三つぐらいの傾向になるのではないかという感じがする。

一つは対象を非常に情緒的にとらえてしまった。つまり論理の線にとらえずに、たいへん情緒的にとらえてしまった。ある面で運命共同体的に考えてしまった。そのことはそれなりに意義があったと思うが、同時に問題の本質なり関心を自分の周辺に閉塞させてしまって、社会問題化しない。そういう欠点があったと思う。

2番目に考えられるのは、社会主義的社会事業の側面にみられる傾向であったが、対象を把握するときに、む

しろ防貧の側に回っていく、そういう取り方が一つあったと思う。それからもう一つはまるっきり逆に、いわば前衛的に社会事業の対象を、社会事業の施設から編成をしていこうという動きがあったと思う。

たとえば、いちばん進歩的にみられている前衛型にしても、これは必ずしも成功していない。それはなぜかということになれば、対象者というものを、日本の資本主義の発達に沿って、現在までの段階のなかで追いつめていく作業のなかで、そういうことを考えなければならないわけだが、いずれにしてもこれはたいへんな対象なわけである。部落なら部落とか、貧困なら貧困の問題とか。ここでは必ずしも関心が開かれたかたちにはなっていない。これをどうするかといった場合に、前衛型でも一般的に関心が開かれた場合もあるが、それが十分に発展せず、それなりにしぼんでしまうというかたちをとっている。

次に主体の問題があるので、これをちょっと申し上げたい。これは大体こんなふうになると思う。きょうは社会保障研究所の主催だから、意識の問題を出すのはおかしいかもしれないが、テーマがテーマなので申し上げると、日本の近代社会事業を説明する前段階というのは、ほとんど9割まで儒教で説明している。儒教というのは宗教でもなんでもない。これは政治に非常に密着している。そういうもので社会事業を説明してきた。そのことが近代にはいると、一方では官僚社会事業のほうにいく。いま一つは、これは三浦先生が非常によいところを突いたのだが、日本ではプライベートに対してパブリック、この公が存在するのかどうか、かなり疑問がある。むしろその中間段階に接近してきたと思う。つまり官僚社会事業に対して、民間のほうでは、私はよく獅子奮迅型というのだが、それが政治と密着した、あるいは公と密着したかたちになっていく。

これに対して近代社会事業のなかで、民間社会事業としていちばん大きなウエートを占めるのは仏教とキリスト教になるわけだが、その問題をはずしていくと、民間社会事業の中身がどっかにいってしまう。仏教はご存知のように、一面からいうと非社会的であるが、反面ではたいへん寛容であるというかたちをもっているのが、民間社会事業ではいちばん数が多い。それからプロテスタントのほうは、ご存知のようになかなか土俗化しない。

もう一つ処遇の問題で仲村さんに質問したい。これは一番ヶ瀬さんと一緒に民間社会事業の経営者をあたるという作業を2年ばかりやったが、やはり驚くほど名人芸が多い。民間社会事業のなかで、処遇の仕方をみると、非常にピークはあるけれど谷底がないという現象がある。

たとえば石井十次であろうと留岡幸助であろうと、だれであろうとたいへん天才的であるけれど、これが一般化しない。そういう処遇の問題が一つある。

では公私の関係の場合、いまの問題に関連して考えてみると、生活保護のなかで最低生活の保障と、自立助長という問題がある。もし自立助長というものを劣等処遇ではなくて、社会福祉の究極の目的であると了解すると、日本の公的援助では、この自立助長の機能が最低生活をかなりチェックをしてきた歴史がある。たとえば昭和30年前後の適正化、引締め時代というのが、まさしくそうである。そこでこの二つの関係のなかで、民間社会事業に対してかなりベシミックな考えをとらざるをえない。この点で、仲村先生と同じ結論になってくると思うが、結局公的なものに民間社会事業のもっていたいちはん重要な問題が埋没されてしまうところが、重要なポイントになると思う。

ところが、これはたいへんめんどうな課題である。たとえば専門制ということを確認にするというのもその一つの例であるが、行政のほうは、上のほうからの管理というかたちで機能してくる。この二つの関係をどうするのか。一方ではたいへん行政にしばられている、一方では独立した専門制、この二つの関係をどうするのかということを、検討する必要があるように思う。

仲村 たいへんむずかしい問題を提起されたが、日本の社会福祉の実践活動のなかで、そして民間もその一つだと思うが、対象論が欠除するか、あるいはその点が不明確であったということは、私もそのとおりだと思う。しかし、そういった点をここで深く論議する場所ではないと思うので、対象、主体の問題についておっしゃられたことは、対象のとらえ方が不明確だったということが、民間社会福祉事業が伸びなかった一つの大きな要因ではないかというご指摘は、そのとおりだと思うということをお願いして申し上げておくとどめたい。

たださきほど三つ特徴をあげられたが、それだけで尽くせるかどうかについては、ちょっと疑問であるが、これは歴史家の分析を一応尊重しておきたい。

そこであとの処遇問題であるが、実は私がさきほどのような意見を申し上げたときに、やはり頭のなかにあったこともそういうことであった。日本の民間社会福祉の歴史を、そして現時点における民間社会福祉を全国的な視野で展望をした場合に、おっしゃるような意味でのピークがあるということ、つまりすぐれた、この場合すぐれたというのは、現代社会福祉のあらゆる意味での挑戦に耐えるだけの識見と感覚と、それから科学的な理解と

をもって、実践活動に専心しておられるということで、そういう民間社会福祉の先輩なり同僚なりの方がかなりおられること、また過去の歴史においても石井十次にしても、留岡幸助にしても幾人かいたことは否定をしない。しかし、それが広がらなかった、谷底がないという表現でおっしゃったのだが、裾野が広がっていかないということ、頂点は裾野と切り離されたかたちで存在して、それが一般化していかない。そこに民間社会福祉事業の未来像、将来像について、かなり悲観的なイメージがわかざるをえない根拠が一つあるわけである。

しかし実践の課題としては、やはり、そのへんの穴埋めをしていくというか、それが課題になるだろうと思う。処遇論の問題ということで、これを実践課題と結びつけていくのだったら、そのへんを一つの大きな検討の課題にしなければならないと感じている。そしてその問題が、おっしゃったような意味での行政のなかでの、たとえば自立助長といったようなことをめぐって問題にされたことと、明らかに無縁ではないということ、そのつながりをもう少し掘り下げてみるということの大事なことは、そのとおりだと思う。

そのうえで独立した専門制をどういうふうにしてかちえていくかということについてであるが、さっき申したことに一言付け加えれば、民間の社会福祉は、私は委託費が大問題だといったが、委託費は大問題なのだが、その委託費の問題がすべてであるかのようにとらえられて、それが大問題になるというところに、逆説的ないい方をすると問題がある。委託費は大問題だが、その大問題と離れたところに、実は民間の社会福祉の基本的な課題があるのだということについての認識が伴わないまま、委託費の問題に流れていってしまうところに、日本の民間社会福祉事業を、たいへん悲観的なイメージとして、描かざるをえない何者かを感じるわけである。

その点は、現在の非常に問題の多い社会福祉——これは公私を含めてだが、そのなかで現におっしゃるような意味での的確にとらえなければならない対象をかかえて実践活動が行なわれている。その実践のもつ意味を、やはり社会福祉の歴史のなかで問い返してみるという作業が、民間は民間でなされなければならないし、そのなかでこそ実は公私の関係を本来的に問うことのできる民間性というもの明らかにされていくのではないだろうか。そういう作業が実は日本の民間社会福祉事業のなかで、これまでほとんどなされてこなかったところに、むしろ民間社会福祉の問題がひそんでいると思うので、おっしゃられたピークはあるが谷底がないということ、そして

それが公的な面の処遇論の問題とも、どこかで結びついているということは検討すべき重要な問題であると思う。

近藤 一番ケ瀬先生にお聞きしたい。意地の悪い質問だが、レジメを拝見すると社会福祉事業の経営と運営と書いてある。そこで経営と運営とは違うのかということが一つ。それから仲村先生におたずねしたいのは、いままで問題になった委託費に関連した問題であるが、実は私は生活保護の対象と、福祉サービスの対象とは一応区別すべきだという考え方を持っている。それから、きょう問題は出てないが、福祉の問題にはイン・ドアの問題と、アウト・ドアの問題がある。そこで公私の問題ということになると、私のように経済のほうを勉強した者としては、お金を公の費用でまかなうか、あるいは公の費用でなく私の費用でまかなうか、これをどのように考えるかということと、もう一つは人の問題として、公務員が仕事をするのか、公務員でない人がするのかという問題をどうみるのかということが、いちばん重要ではないかと思っている。

そこでさきほどの委託費の問題であるが、これは公の費用で公務員でない人が仕事をやるというふうにも理解できる。そして委託費と措置費というものとを区別していろいろ議論しているが、措置費というのは大体わかっているようなつもりでいるが、委託費というのはどういうことなのか。たとえば子供を施設に委託するというときに、子供についていく費用が委託費ということになるのか、という問題について、仲村先生に伺いたい。

そこで委託という言葉が出てくるが、委託と委任とは同じかどうか。というのは、これは国の責任とかなんとかとなると、機関委任とか事務委任とかいうような委任の仕方が出てくる。そういう責任との関連で出てくる委任と、ここに出てくる委託というのは同じものであるか違うのか。そういう点の一つをお教え願ったうえで、いわゆる委託費によって公の費用というものが全部出るわけではないが、一部を公の費用でまかないながら、公務員でないような人がやっているというのが、これからのいわゆる民間の社会福祉事業ということになるのかどうか。そういう方向を推し進めていこうとお考えになっているのかどうか。もしそうであるなら、私はこのやり方には反対であるということだけを結論的に申し上げておきたい。

仲村 公の費用で公務員でない人がやっている、あるいはやるという形態に近藤先生は反対だとおっしゃられたが、私はそういう形態のものの積極的な意義がどうもすっきりとは認めがたいと思っている。しかし現実こそ

ういうものが存在し、かつそういう部分がふえているということであれば、それだけの存在理由があるはずであり、その存在理由がなんであるかということについての民間の側からの、つまり公務員でない人で構成されている社会事業体を、かりに民間社会福祉事業と呼んだとすると、そのいう民間の側からの積極的な、そういう仕事の存在の根拠をどこに求めたらいいのかということについては、どうもはっきりしたことを認めがたいと私は申し上げたわけである。

それから措置費と委託費との区分、それから委任との関係ということである。措置費というのは、さきほど三浦さんがお分けになられた場合、私はこういうふうに了解して、それに賛成したのである。措置費というときは、福祉措置という、それぞれの措置権者の権限に基づいて、当然費用を伴う措置の中身が出ているが、そういう措置権者の権限に基づいて、国の責任を分与された措置権者が、国の判断と結びついて立てるところの基準が措置費であると考えている。その国の基準に基づいて、措置権者がそれを基にして、民間に、つまり公務員でない人で構成される民間社会福祉事業に、その福祉の措置に伴う業務を委託する場合、これは実際には子供の施設なら子供についていくわけだが、子供につけて施設に渡される部分が委託費である。そういうふうに分けて私は使った。

その場合、先生のおっしゃられた委任との関係、これは民間性というものを問う場合に、非常に重要な一つの課題になると思う。さきほど当面の一つの目標ではないかと申した公私の格差是正というのを、委託費の面でその実施機関が設けている水準と同じ水準にもっていくということを目標にすべきだと述べた。ところで、かりにそれが実現をした場合に、公のほうの場合には、これは非常に厳密に、かなり細かい実施の基準なり実施の要領なりというものが設定されて、それに従って行なわれるということで、指導なり監査なりというものが行なわれる。それとまったく同じことが、民間委託の場合にも行なわれてしかるべきなのかどうか。これは筋論としては、委託というものが公的な責任で行なわれるべきものを、そのまま民間に、なんらかの理由で都合がいいからということで委託するのであれば、それはおそらく全面的な委任ではない。しかし処遇の内容については、かなり実質的にチェックするというような作業がなんらかのかたちではあるが、民間性というものを強調しようとするときには、このチェックについて抵抗がでてくる。そしてそのところは民間のほうにまかせて、サポート・バット・ノーコントロールということで、全面的にその

仕事の内容は民間にまかせるべきだ、公費だからそれにふさわしく使われたかどうかの監査的側面は伴うにしても、基本的にはそれがまかされるべきだという声が、当然民間からは上げられることになる。そこで私が申し上げたことの一つは、民間からそれだけのものを主張しうだけの積極的な根拠を、民間側でどれだけ理論武装なり、あるいは論理の組立てなりをすることができるかということが課題であると思う。

司会 いまのことを民間の社会事業の推進役でおられる阿部先生は、実際にやっていらっしゃるって、措置費の問題をどういうふうにお感じになっていらっしゃるか。

阿部 ちょっと論点をはずれるかもしれないが、率直に申して現在の委託という制度のなかで行なわれている民間の仕事というのは、純粋の民間的なものとは私自身は考えていない。それはやはり民間性というものが発揮されるところの条件が伴っていない。民間性というものが確立されるという幅が認められるならば、それは民間事業と呼ぶことに値すると思うが、現在のかたちではそれは民間とは言いがたいのではないか。

司会 では経営と運営の問題について、一番ヶ瀬先生にお願いしたい。

一番ヶ瀬 経営というのは具体的に収支採算の展開における営みであり、運営というのは日常的処遇のやり方の問題だと思う。とりわけ社会事業の場合には、単なる物的給付以外に、サービス機能の給付の問題があるという意味で、やはり運営という問題は、一つのそれ自体の論理として、一応とらえる必要があるのではないか。ただ両者がどう関係し規制しあっているか、その関係、規制のあり方について、現実の公私それぞれの特徴がどういうふうにあるかという意味で、この用語を使ったわけである。一応そのように説明させていただく。

高島 三浦先生と仲村先生にお聞きしたい。まず三浦先生のほうだが、さきほど社会福祉の仕事はプライバシーにかかわるので民間のほうがむしろいいのではないか。社会福祉の本質からいうと民間のほうがいいのではないかというご発言があったと思う。コミュニティー・ケアの場合などで、今日の生活様式が変わってくるなかで、たとえば主婦が子供を育て上げたあと家でブラブラしている、そういう人たちが社会的な活動としてそれらのことをする、それを利用するというふうな観点では、私は賛成できるわけだが、それが一番ヶ瀬先生がいわれた代替的な格好で行なわれているいまの民間の場合についても、やはりそういうふうなかたちで考えられるものかどうか。

私は民営をなくしたらいいというふうには考えていない。これは阿部先生もいわれたように、国民の福祉のニーズに全体としてどうこたえていくのかという観点に立ってみる場合、施設がぜんぜん足りないというようなどころでは、いままで民間でやってきたものを最大限に動員することがいま必要なことであるし、また公営がよいかというと、必ずしもそうではなくて、社会福祉についてぜんぜん知らない人が施設長としてくる。そうするとその下で働いている人たちが困るということも起こる。また民営でもたいへんよい仕事をされているところもある。あるいはそれを私物化して、そこの職員が労働組合にはいることすら禁止するような、そういう施設長もいる。であるから、それぞれどういう公であり、どういう民であるという関係のなかで、私たちは具体的に問題を考えなければならないと思う。

三浦先生のご発言が、そうでなくて一般論として、本質論として、民間のほうがいいというふうにいわれるのかどうか。私は日本の現在の展望から考えると、社会福祉を飛躍的に拡大していかなければならないというときに、いままでのような格好で、民間の資金でできてくるということは求められないだろうと思う。公営が否定的に考えられる場合、官僚制ということがあると思うが、ここ2、3年の非常に顕著な動きは、地方自治が原点から問い直されてきているということである。私はこういうふうな場合には、公的なものもつ積極性を評価していきたいと思う。むしろ歴史的にいうならば、民間を強調した意見は、それを権利として考えさせるのではなく、恩恵として考えさせる、そのために民間のほうがよいのだという議論が昔からあった。たとえば救貧法の改正の時点からある。そういうものが現在もなお影響しないかどうか。

次は仲村先生への質問であるが、専門職化ということは、これは私も必要なことだと思うが、それをやるやり方が非常にむずかしいと思う。たとえば、今日のように社会福祉というものをどうとらえるか、その理論体系がいくつもいくつもあって、共通のものが乏しいときに、一律の試験をやられたら一体どういうことになるのだということを考えざるをえない。したがって、社会福祉の世界の内部から吹き上がってくるような格好で専門職化というものを進めなければ、上からやったのでは私は解決にならないのではないかと思います。ただそれを下から突き上げるようなかたちで、専門職化ということを問題にしていけるにはどうしたらよいのか、この点については私もよくわからないが、そこらあたりについてご意見があ

ったら教えていただきたいと思う。

三浦 社会福祉の実践場面で中心になることは、対象者自身の全体的な生活に対する処遇を行なっていくことであるが、その場合に、公がよいか私が良いかは、そう軽々に論ずることはできない。ところで、いまお話のあった専門職の問題であるが、これは対象者処遇の立場からみても必要なことであると思う。そしてこの専門職化が十分に図られていないならば、民間であろうと、対象者処遇に大きな問題を引き起こすおそれがある。その場合に、この専門職化ははたして官僚組織のもとで十分になり得ることができるかどうか、それとも条件さえ許せば民間の側により確立しやすいのではないかなどについて、検討する必要があるように思う。

ところでご質問のプライバシーの問題であるが、これは専門職化の一つの条件という意味でも考えてみる必要があるように思う。つまり対象者の処遇を図る場合に、プライバシーの尊重というのは格別に重要な意味をもつものである。しかもそれは、一般的な意味でいうのではなく、社会福祉の対象者の多くは自らそのプライバシーを守るという力が弱いことを考えれば、よけたいせつであろう。ところで、この点は社会福祉の一般的な倫理規定とされるべきものであるが、同時に専門職を考える場合に格別に重視されなければならない問題の一つであると思う。

その上でプライバシーの確保の必要性というのは、一般の社会に対して要請されるだけでなく、もともと権力に対してとくに主張されたものであったように思う。もしそうであれば、現在のお役人はかつての権力国家の場合と事情は異なるかもしれないが、それでも、プライバシー確保は国家権力をバックにするお役人というよりは、民間の方がより適するのではないかと、というぐらゐの意味でいったことである。またさきほどの専門職の問題と関連させると、条件が許せば民間の方が専門職をより導入しやすいということを漠然と感じているだけに、プライバシーの確保、専門職化、民間というつながりもさらに検討してみる必要もあるような気がする。

仲村 さきほど阿部さんもおふれになったように、専門職化というのは民間社会福祉だけの問題ではないと思う。公私を通じての問題だと考えている。それからこれが唯一絶対の条件ではなく、重要な条件のなかの一つであると考えている。これは前に申したとおりである。

そこで下からのものをどうやって取り上げていくかということだが、おそらく三つないし四つのことを具体的な課題として考えることができるのではないかなと思う。一

つは実際の処遇改善の現業活動をやる気でやっている人、あるいはそのための基礎教育を受けた人が、それにふさわしく処遇されるような、そういう条件をつくり上げていくことである。その一つの大事な要素が、資格基準の法定ということであり、これについて現場の人にわかってもらう必要がある。そういう現場の人にわかってもらう作業を、現場の人の体験のなかで積み上げていくということ、これはたいへん困難な作業だが、おそらく現場の人の組織化の問題とつながりながら展開をしていくことではないかと思う。

私は三つないし四つといったが、いま申したなかにある意味でみんな含まれているのだが、この間も福祉事務所の関係の人と、福祉事務所のいわゆる公的扶助関係のワーカーと、とくに医療関係のワーカーとがいっしょに集まっての会合に出たときに感じたことだが、社会福祉のなかの領域の異なる人たちの、社会福祉についての認識なり、実践の課題についての認識なりが、本当は共通のものがなければならないのに、かなり問題意識なり、あるいはいちばん大事なものはなにかということ考えていることのポイントなりがずれていることを感じた。しかし、それを付き合わせていくと、社会福祉につながる現業活動に両方に共通の、そしてそれが専門職的なものに結びつけられなければならない要素を含みながら、要するにさきほどもお話があったような、辞令一本である日突然そのポストにあてられるということで、やる気もないのにやっているという人ではなく、最低限度の基礎的な教育を受けた人に、それだけの処遇が確立するような、そういう仕組みというものが、やはり専門職化の方向で考えられなければならない。そのなかで専門職化というのが、一方的に上から押しつけられるようなものであっては、決して望ましい意味での専門職化にならない。当然その専門職というときは、専門職にたずさわる人自身の専門職的な意味での自己規制的な仕組みをそのなかに織り込みながら、やはりその人の専門職者としての判断がそれなりに尊重されることがなければ専門職ではない。したがって社会福祉の体系のなかに、専門職を打ち立てることの意味を、実際に仕事にたずさわっている人たち自身の認識のなかに、まどろっこしいようでも、長い時間をかけても理解の輪を広げるような、組織活動が一方で行なわれることが必要である。

それからもう一つは政策的な要請として、これだけ大きな入れ物のワケ——施設にしても、事業体にしても、ふやさなければならないという、こういう今日のニーズの量的な拡大に伴って、量の拡大を質の面で充足してい

くための条件の一つをつくっていく、そのことが専門職につながるということでの理解を、社会福祉にたずさわる者が全般的にもつということもたいせつであろう。そしてとくに現場の人のニーズにそれがかみあっていくような方向でつくり上げていくという作業を、少し時間をかけてでもやっていくことではないだろうか。

室 専門職の確立は非常に重大な点だと思う。公私の区別とか、そういうような学者先生のいわれることは、私にはわからないが、日本における民間社会事業のあり方として、人の面に限って申し上げてみたい。

私は安部磯雄先生にたいへん感銘を受けたが、やはり民間の方には、役人になんない熱意、役人にぜんぜんそれがないというのではないが、私自身行政官としていままでやってきて、役人はご存知のとおり、ある局からある局へと変わっていく、それが必ずしも悪いとはいえないが、社会福祉、社会事業専門に限っていえば、そういう点で民間事業の人のほうが、一生をかけてやるという熱意をもっておられるということは大体において否定できないと思う。また同時に、ここに諸先生がおられるように、専門の学校ができていくから、それぞれの専門知識をもっておられるということもあると思う。

そこで私は結論を申すと、民間事業の人はそういう熱意と専門知識をもって、行政にある者を引っ張っていく。そういう意味で仲村先生がレジメに書かれた開拓性、創造性というのは問題であるといわれたが、やはり私は、今後とも、日本においてアメリカにおけると同様に、民間社会事業の人が審議会を通じ、あるいは地域社会の問題を通じて意見を述べていただく、それが公の事業も進歩していく一つの力ではないかと思う。

司会 もう時間が過ぎているので、ほかに質問のお手をおあげになった方もあるが、ここで残念ながら打ち切らせていただきたい。なお、まとめなどということもいたしません、ただ一言だけ申し上げて終わりの言葉にさせていただきます。

私はきょうのお話を伺っていて、ことに午前の経済成長のなかで公的セクターがしだいに縮小されつつある、それと民間のセクターが大きくなるというお話があったが、それとは対照的に、社会福祉において公的セクターのほうがしだいに多くならざるをえないし、民間は民間らしくありえない、事実とはそうならないのだという、そういう話を伺わなければならなかった。これはわが国における資本主義経済というものの本質的な姿だと思う。日本的な特殊性というものが、こういうかたちで出てきていると思う。

したがってご指摘があったように、日本の公的なものが民間を使うという場合には、やはり安上がり行政というふうにかざるをえないという、そういう事実がある。

そういうなかで民間と公的なものを考えなければならぬということ、きょうは公的なものと民間との協力という関係のほうが大事であって、そのなかで民間性とはなんであろうかということについて聞きたいという仲村先生のお考え、それに対していろいろお話が出ていた。民間と公的なものは、たとえばいっしょのようなものであっても、ピアノでいえば音色が違うというようなことになるかもしれないが、十分に民間性というものを鮮明に出すことができないという意見が多かったように思う。

そこで最後に申し上げたいことは、日本はこれから社会の民主化過程をとらなければならないが、いまの日本の社会の状態では、その民主化過程が非常にいびつな、日本的な特殊性のなかの民主化でしかありえないという現実を踏まえながら、そのなかで一体民間性というものを軽んじていかどうかという問題を考えていただきたい。

公的なものが進んでいっても、公的というのはどうしても法制的なものに拘束される。それに対して社会はどんどん変わっていく。その新しい社会のニーズを訴えていくのはだれかという、地域住民にはかならない。地域住民が、公的なものがすでにやっているものをこえていく領域というものがないならば、それは硬直した社会に陥るであろう。そういう意味で一つの言葉を読ましていただきたい。それはベバリッジが「ボランティア・アクション」という書物を書いたとき、そのなかでいっていることである。それはいかにも日本と違う状況である。

「国家はお金の主人公であるが、またかくなりうるけ

れども、しかし自由社会では他のものについてはマスター・オブ・ベリー・リトル、ごくわずかのものの主人公にしかすぎない。よい社会の建設は、国家ではなく市民に依存する」。

私はこの言葉に従うのではないが、英国社会というもののなかに、やはり民主化を進めるために苦勞してきた長い歴史があったということを考えたい。われわれは一挙に歴史を飛び越えていくことはできない。われわれは客観的な歴史をみなければならない。しかしながら、その客観的な歴史というものを、前向きに進めていくものはなんであるかという問題意識で、私たちは新しい時代の民間という問題を考えなければならないのではないかと思う。

ベバリッジはまたこういうことをいっている。「われわれの住む社会の幸福、あるいは不幸は、市民としてのわれわれ自身に依存するのであって、国家という政治権力の要具に存在しているのではない」。私は国家の任務というものを重大だと思っているが、その国家が重要だということは、地域住民の本当の活動あつてのことだと思ふので、きょうのお話のなかで、ソーシャル・アクションの問題を一番ヶ瀬先生も、あるいは重田先生も、あるいは仲村先生もいわれ、また三浦先生は措置費の問題についても、そういうことを決める場合に、民間の人たちがそれに参加をするということが必要だということをおられた。そういう意味で社会保障研究所において、こういう公と民間という問題をお取り上げになったということは、現在の段階において、将来に対する大きな展望を与えようとする意図に基づくものであったと思う。しかし、この問題について、いま門口に立ったのであって、これから本格的な問題が、将来社会で必ず問題になってくると思う。

執筆者紹介(執筆順)

青井和夫 東京大学教授

肥後和夫 成蹊大学教授

佐口章 早稲田大学教授

安藤哲吉 早稲田大学教授

猿田勝美 横浜市公害対策局次長

山本宣正 環境庁企画調整局公害保健課長

中鉢正美 慶応義塾大学教授・専門委員

江見康一 一橋大学助教授・専門委員

地主重美 社会保障研究所研究第二部長

福武直 東京大学教授・参与

仲村優一 日本社会事業大学教授

一番ヶ瀬康子 日本女子大学教授

阿部志郎 横須賀キリスト教社会館長

三浦文夫 社会保障研究所研究第三部長

嶋田啓一郎 同志社大学教授